

原子力規制委員会 田中委員長の発言について
(6月5日放送 福井放送ニュース・6月6日掲載 福井新聞記事)

当社敦賀発電所の敷地内破砕帯の調査に関し、福井放送及び福井新聞において原子力規制委員会 田中委員長へのインタビューの内容が報道されていますが、その発言に関する主な事実関係及び当社見解は以下のとおりです。

なお、当社の調査及びデータに関する詳しい事実関係は当社HPをご覧ください。

福井放送ニュース（5日夕方放送）関連

□報道内容 (引用は放送からの聞き取りにより当社において作成したものであり、放送局のチェックは受けておりません)

「<インタビュアー>

事業者の調査もまだ終わっていないということもありますし、有識者のメンバーからもデータ不足なんかを指摘する声がある中で、今この段階で規制委員会として結論を一つ取り纏められた理由を教えてください。」

「<田中委員長>

基本的に現段階ではもうやはり活断層であるということ否定できるものはないと、事業者は今までの経緯を見ると、これではどうだこれではどうだという感じで、データがいつぺんに出てこないんですね。きちっと出てきてないので、そこはやはり本来は事業者がきちっと決着出来るような、きちっと判断が出来るような物を準備して出して頂ければ一番良いんだけども、なかなかそうはならないですよね、これは利害関係いろいろ大きいですから。」

【事実関係及び当社見解】

当社はこれまで、旧原子力安全・保安院、旧原子力安全委員会及び原子力規制委員会の指示・要請又は了解に基づき、現地原子力保安検査官の監理・監督（毎日の報告と週1回の現地確認）の下に調査を実施し、そこから得られた全ての情報を適時適切に報告しています。

そもそも昨年12月の調査開始の際にも、当社からは調査が終了していないことを報告しているとともに、原子力規制委員会及び原子力規制庁もこれを承知の上で調査を開始した経緯があります。

また、原子力規制委員会の有識者会合からの指摘事項等を踏まえて現在実施している追加調査については、6月末までに調査を終了し、とりまとめた上で最終報告書を提出することを原子力規制委員会に再三に亘り報告しています。そして、この最終報告を踏まえ、科学的観点から改めて議論して頂くよう、原子力規制委員会に要請しているところです。

しかしながら、有識者会合はこの結果を待つことなく審議を急いだため、当社が極めて限られた説明の機会を頂いた際には、やむを得ず、その時点での最新データを取りまとめ報告したものです

従って、「データがいつぺんに出てこない、きちっと出てきてない」旨の発言は、これまでの経緯を踏まえていない、事実と反する発言であります。

福井新聞記事（6日1面掲載）関連

□報道内容（引用は新聞紙面から当社が抜粋して作成したものであり、新聞社のチェックは受けておりません）

「原電が6月末まで実施している追加調査を待たずに判断したことには批判も出ている。田中委員長は「これ以上審議しても新しいデータが出てくるとは思えないこともあり、有識者会合として現時点で判断した」と述べ、規制委としてその判断を了承したと説明。県などが「科学的な議論を尽くしていない」としている点には「何が科学的でないのかがあまり明確ではない。（活断層の存在を）否定しきれない場合には、活断層があることを前提にせざるを得ない」とした。審議や資料は全て公開しており、科学的でないと主張する科学者は問題点を明確にして反論すべきだと話した。」

【事実関係及び当社見解】

田中委員長はこれまで委員会や記者会見の公式の場において、度々、新たなデータが出てきたら再度審議をすとか、新たなデータが出てきて結論が変わるようなことまで否定していない旨の発言をしています。一方で、「新しいデータが出てくるとは思えない」とする発言は、明らかに矛盾しており、「何のものにもとられず、科学的・技術的な見地から、独立した意思決定を行う」との組織理念の活動原則の下で、科学的な議論及び科学的判断をするのが使命の原子力規制委員会として、極めて不適切な発言であると考えます。

また、当社は、既に原子力規制委員会の有識者会合に対し、客観的な事実やデータに基づき、破碎帯は活断層ではないことを証明し、説明してきています。加えて同会合の指摘事項等も踏まえて現在実施している追加調査を、6月末までに終了し、とりまとめた上で、最終報告書を提出することとしており、この最終報告に基づいて、科学的観点から改めて議論して頂くよう、再三に亘り原子力規制委員会に要請してきています。こうした状況を認識しながら、その結果を見ることもなく、「新しいデータが出てくるとは思えない」とする発言は、当社の追加調査が考慮に値しないとの予断を持った発言と考えざるをえず、看過できないものと考えます。

また、科学的議論について、問題点を明確にして反論すべきとの指摘に関しては、これまで当社は「活断層ではない」ことをデータに基づき科学的に証明し、説明してきているのであり、仮に原子力委員会がこれを覆して活断層であるというのであれば、規制当局としての原子力規制委員会がその裏付けとなる科学的なデータと根拠とを明確に示して科学的に証明し、説明する法的責任があります。

当社からは、この点を明確にするために、原子力規制委員会に対し、5月17日及び5月22日の2回に亘って要請及び質問状を提出し、有識者会合の議論及び報告書において「何が科学的でないのか」という問題点を明確に示して反論するとともに質問をしています。原子力規制委員会は、これらに対し速やかに文書で回答すべきであります。それが原子力規制委員会設置法第25条により求められている、原子力規制委員会として透明性を確保するための法的責務であると考えます。

以 上